

北海道後期高齢者医療広域連合 物品賃貸借契約約款（リース（長期継続契約）用）

（総則）

第1条 賃借人及び賃貸人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の賃貸借契約をいう。以下同じ。）の履行に当たって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 この約款に定める承諾、通知、請求、指示、催告、表示、報告及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約保証金）

第2条 賃貸人は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、賃借人が、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則（平成20年規則第1号）第97条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 賃借人は、賃貸人の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借物品を転貸してはならない。

2 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託等の禁止）

第4条 賃貸人は、貸借物品の納入の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、貸借物品の納入の性質上特に賃借人がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 賃貸人は、前項ただし書の規定により貸借物品の納入の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、賃借人の承諾を得なければならない。

3 賃借人は、前項の承諾にあたり、賃貸人に対して、賃貸人が第1項の規定ただし書の規定により貸借物品の納入の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 賃貸人は、第1項及び第2項の規定により貸借物品の納入の一部を第三者に委託した場合、賃借人に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（納入費用の負担等）

第5条 賃貸人は、仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約に基づく貸借物品の納入に必要な費用について負担する。

（検査及び引渡し）

第6条 賃貸人は、納入に際し、又は賃借人の定める日時に立会いのうえ賃借人の定める検査（以下「納品検査」という。）を受けなければならない。

2 賃貸人は、賃借人が定める日時までに貸借物品を納入し、賃貸借期間の始期（仕様書で

北海道後期高齢者医療広域連合 物品賃貸借契約約款（リース（長期継続契約）用）

別に期日を定めた場合は当該期日。以下「納入期限」という。）に賃借人の利用に供せるようにしなければならない。

- 3 賃借人は、納品検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。
- 4 賃借人は、賃貸人が納品検査に立ち会わないときは、当該納品検査の結果について賃貸人の異議の申立てを認めないものとする。
- 5 賃借人は、納品検査に合格したときは、賃貸人から貸借物品の引渡しを受けるものとする。
- 6 納品検査に直接要する費用及び納品検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて賃貸人が負担するものとする。
- 7 賃貸人は、納品検査に合格しないときは、賃借人の指示する期間内に良品との交換又は補修をしなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前各項の規定を準用するものとする。

（危険負担）

第7条 前条第5項（同条第7項で準用する場合を含む。）の引渡し（以下「貸借物品の引渡し」という。）の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて賃貸人の負担とする。

（賃料の請求）

第8条 賃貸人は、当該月分の賃料を翌月の10日までに、賃借人の指定する請求書により、賃借人に対して請求するものとする。

（賃料の支払）

第9条 賃借人は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を賃貸人に対して支払うものとする。

（保守等）

第10条 貸借物品の引渡し後、当該貸借物品に、種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があることを発見された場合であっても、賃貸人は賃借人に対して責めを負わないものとする。この場合に、賃借人は、賃貸人が売主に対して取得する権利を賃貸人から譲り受けるものとし、賃貸人は、売主に対する買主としての請求権を賃借人に譲渡する手続をとり、賃借人の売主に対する直接請求に協力するものとする。

- 2 賃借人は、使用上必要な部品等の交換及び補修等を自己の負担において行うものとする。ただし、別に約定しているときは、この限りでない。

（貸借物品の現状変更）

第11条 賃借人は、貸借物品の設置場所の変更又は他の機器の取付け等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ賃貸人の承諾を得なければならない。

（保険加入）

第12条 賃貸人は、貸借物品について賃貸借等期間中継続して賃貸人を被保険者とする動産総合保険（仕様書で別に指定している場合は当該保険）に加入するものとする。

- 2 賃借人は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を賃貸人に通知するものとする。

北海道後期高齢者医療広域連合 物品賃貸借契約約款（リース（長期継続契約）用）

（履行遅延の場合における違約金等）

第13条 賃貸人の責に帰すべき事由により納入期限までに物品を納入することができない場合においては、賃借人は、違約金の支払を賃貸人に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額を一年間に換算した額につき、納入期限の翌日から納品検査に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。

3 賃借人の責めに帰する事由により、第9条に規定する支払が遅れたときは、賃貸人は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第14条 賃貸人は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、賃貸借期間のすべてにおける契約金額の100分の20に相当する額を賃借人に支払わなければならない。この契約による貸借物品の引渡し後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 賃貸人又は賃貸人の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、賃貸人又は賃貸人の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、賃借人は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、賃借人の賃貸人に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第15条 賃借人は賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに物品の全部又は一部を納入しないとき。

(2) 第6条第7項の規定に基づき、賃借人が指示した期間内に貸借物品の交換又は補修がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

北海道後期高齢者医療広域連合 物品賃貸借契約約款（リース（長期継続契約）用）

- 2 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 賃借物品を納入することができないとき。
 - (2) 賃借物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 賃借物品の一部の納入ができないとき又は物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 賃借物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、賃貸人が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（キにおいて「関連契約」という。）の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 賃貸人が、アからオのいずれかに該当する者を関連契約の相手としていた場合に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、賃貸人がこれに応じなかったとき。

北海道後期高齢者医療広域連合 物品賃貸借契約約款（リース（長期継続契約）用）

ク 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、賃借人が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 賃借人は、第1項又は前項（第7号を除く。）の規定によりこの契約を解除した場合において、既に履行された賃貸借期間がある場合、賃貸人に対し、当該履行済み賃貸借期間に対する賃料を支払わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合については、賃貸人は、賃借人にその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第7号を除く。）に定める場合が、賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、賃借人は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する金額（賃借人に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、賃借人は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（賃借人に対する損害賠償）

第16条 賃貸人は、この契約の履行に当たり、賃貸人の責めに帰すべき事由により賃借人に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、賃借人の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還）

第17条 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第18条 この契約に関する訴訟は、賃借人の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報保護）

北海道後期高齢者医療広域連合 物品賃貸借契約約款（リース（長期継続契約）用）

第19条 賃貸人は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（その他）

第20条 賃貸人は、この約款に定めるもののほか、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 賃貸人は、賃借人から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人とが協議の上、定めるものとする。

別記

個人情報取扱注意事項

個人情報の取扱いに関して、以下のとおり注意事項を定める。

1 基本的事項

貸貸人は、本件業務を処理するに当たって個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

2 取得の制限

貸貸人は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

3 秘密の保持

- (1) 貸貸人は、本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 貸貸人は、その使用する者が本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- (3) 前2号の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 利用及び提供の制限

貸貸人は、本件業務を処理するに当たって個人情報を当該業務の目的以外に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 安全確保の措置

貸貸人は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 従事者への周知及び監督

- (1) 貸貸人は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- (2) 貸貸人は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 複写、複製の禁止

貸貸人は、この契約による業務を処理するに当たって、賃借人から提供された個人情報記録された資料等を、賃借人の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 資料等の返還

貸貸人は、この契約による業務を処理するに当たって、賃借人から提供された個人情報記録された資料等を、業務完了後速やかに賃借人に返還するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは、その方法によるものとする。

9 事故報告

貸貸人は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに賃借人へ報告し、その指示に従うものとする。

10 損害のために生じた経費の負担

本件業務を処理するに当たって、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、貸貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃借人の責めに帰する事由による場合は、この限りではない。

11 契約の解除及び損害賠償

賃借人は、貸貸人が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。